

ごんちわ新聞

第 3302 号

2018 年
12 月 21 日

慶應労組
四谷支部

組合の要望実る！

組合が以前から要望していた看護師の準夜勤務後のタクシー代請求方法が11月から簡略化されました。

現行制度は「最寄りの交通機関が終了した駅からのタクシー代は支給」となっていますが、請求方法がわからない、請求してから支給されるまでの方法が複雑で請求しづらいとの声が聞かれ交渉していました。

11月からタクシー代請求用紙を師長に提出すると看護部長室で一括して人事

課に渡され、タクシー代は翌月の給与と合算して振り込まれます。

準夜業務が終わらずタクシーを使って帰宅してもタクシー代を請求したことがない、という方が多いと思います。子育て中の方は朝の準備の為に帰宅しなくてはなりません。また自宅に戻り自分の布団に寝る事で質の良い睡眠をとることが出来ず。春闘(5月)に団体交渉で質問したところ請求件数は徐々に増えているとの回答でした。準夜勤務が終わらなかつたら超過勤務を申請して使ったタクシー代をきちんと請求しましょう。

望年会

日付■2018年12月26日(水)
時間■17時～
場所■組合事務所(第二校舎1F)
会費■1,000円(組合員500円)
内線■62020



慶弔共済 入学、卒業、退職は 90 日前から請求できます！ 忘れずに請求しましょう。

結婚	組合員が結婚したとき	8,000 円
銀婚	組合員が結婚して 25 年たったとき	5,000 円
出生	組合員の子が生まれたとき	3,000 円
入学	組合員の子が小学校、中学校に入学したとき	2,500 円
卒業	組合員の子が中学を卒業したとき	2,500 円
退職	組合員が組合加入後 3 年以上たって退職したとき	2,500 円
	組合員が組合加入後 20 年以上たって退職したとき	5,000 円

<注意>

- 入学、卒業は子供の名前が必要です。○結婚、銀婚は配偶者の名前が必要です。
- 退職は組合加入期間(3年)が必要です。

定時に帰ろう！

2017年1月20日に発表された厚労省「労働時間の適正な把握のために使用者が構すべき措置に関するガイドライン」長時間残務・過労死が後を絶たない状況を打開するために出されています。

私たちの職場でも「定時に業務が終わらない」という声が多くあります。退勤打刻をしたあと働くという実態があります。

残業があるということは、人手が足りないということのバロメーターです。業務終了後に打刻していきましょう。

辞めない職場をつくることは大切だと思います。応援体制で人を動かして働くのではなく増員で安全・安心の業務をしていきましょう。

外来看護のある場面で。

患者さんに処置をする時は名前を名のるようにしています。ある時患者さんから「〇〇さん点滴が終わりました」と呼ばれました。名前で呼んでくれた、とても嬉しい瞬間でした。診察室から看護師の姿が消えた「聞きたい事があるのに誰に声を掛けていいのかわからない」と言われた事があります。顔の見える場面、とても大切だと思います。あいさつをして名前を名のって信頼される看護を提供していきたいと思っています。

看護師コラム



